

介護予防・日常生活支援総合事業 (令和 7 年 4 月 1 日改定)
第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

当事業所はご利用者に対するサービスの提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 普門会
主たる事務所の所在地	東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38
代表者（職名・氏名）	理事長 鈴木 亮一
設 立 年 月 日	平成 4 年 4 月 1 日
電 話 番 号	0 4 2－3 2 7－2 2 2 5

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	指定介護予防訪問介護事業所
サービスの種類	第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当）
事業所の所在地	東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38
電 話 番 号	0 4 2－3 2 7－2 2 2 5
指定年月日・事業所番号	平成 18 年 4 月 1 日 ・ 1373100674
通常の事業の実施地域	国分寺市・小平市・国立市・府中市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第 1 号事業を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家族環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

身体介護	入浴・排泄・食事等の介護を行います
生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います

※上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

5. 営業日時

営 業 日	月曜日から金曜日（土・日・祝日は定休日） ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分（月曜日～金曜日）
サービス 提供時間	午前8時00分から午後10時00分（月曜日～日曜日）

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務形態・人数
事業所長（管理者）	常勤1人
サービス提供責任者	常勤2人
訪問介護員	
介護福祉士	常勤2人、 非常勤10人
訪問介護養成研修1級 （ヘルパー1級）課程修了者	常勤0人 非常勤0人
訪問介護養成研修2級 （ヘルパー2級）課程修了者	常勤0人 非常勤2人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者	堀尾みぎわ・
-----------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割・3割の額です。ただし、介護保険の支払限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

[基本部分:訪問型サービス A]

	基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
1回45分以上60分未満	235単位/回 2,596円	260円	520円	780円
初回加算（新規の利用者へサービス 提供した場合	200単位 2,210円	221円	442円	663円

上記の基本利用料は、国分寺市が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を

書面でお知らせします。

◎加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の単位数等が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算率等
初回加算 1 月あたり	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	200 単位
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ 初回加算分 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 初回加算分	49 単位 45 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数の 24.5%
介護職員等処遇改善加算Ⅱ※		所定単位数の 22.4%

※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

◎単位数一覧：初回加算以外は 1 回あたり

サービス内容・加算項目	所定単位数	介護職員等処遇改善加算			
		処遇改善（Ⅰ）	処遇改善（Ⅱ）	処遇改善（Ⅲ）	処遇改善（Ⅳ）
訪問サービス A	235	58	53	0	0
初回加算（1 月あたり）	200	49	45	36	29

◎キャンセル料

- ①ご利用の前日 17:30 までにご連絡いただいた場合・・・・・・・・・・無料
 - ②当日ご利用時間の 3 時間前までにご連絡いただいた場合・・・当該基本料金の 50%
 - ③当日ご利用時間までにご連絡がなかった場合・・・・・・・・・・当該基本料金の 100%
- （ヘルパーがお伺いした場合）

（2）利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

○サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（3）支払方法

上記（1）（2）の料金・費用は（利用者負担分の金額）は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月 8 日に下記のいずれかの方法で支払い下さい。

ケ.	金融機関口座（	）からの引き落とし
コ.	三菱UFJ 銀行 国分寺支店 普通預金 1435383	
	社会福祉法人 普門会	

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行と等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び国分寺市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) にしき苑

総務課	所在地：東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38 電話番号：042 - 327 - 2225 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分(土・日・祝日を除く) また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています
-----	--

(2) その他 当施設以外に、東京都・市の相談・苦情窓口でも受け付けています。

東京都国民健康保険団体 連絡会介護相談窓口	所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 電話番号：03 - 6238 - 0177 受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）
--------------------------	---

国分寺市役所 福祉部高齢福祉課	所在地：東京都国分寺市泉町 2-3-8 いずみプラザ 1 階 電話番号：042 - 321 - 1301 F a x : 042 - 320 - 1180
--------------------	---

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ①医療行為及び医療補助行為
 - ②年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などは御断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38

法人名 社会福祉法人 普門会

代表者 理事長 鈴木 亮一 印

説明者 _____ 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所 _____

本人との続柄 _____

氏 名 _____ 印